

(別添)

令和6年産業殉職者合祀慰霊式に係る遵守事項

1 持込禁止物

会場（令和6年産業殉職者合祀慰霊式を開催する式典に係る全域をいう。以下同じ。）に次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 凶器または模造刀剣類、玩具銃、護身用具、刃物、傘類、棒状の物、その他の凶器となり得る物（高齢者、障害者等が自己の使用のために持ち込む歩行補助杖、盲人安全杖その他の補装具を除く。）
- (2) 毒物、劇物、爆発物、火薬類、油類、火器（ライターを含む。）、薬品類（医薬品を除く。）、工具類、その他の危険物
- (3) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）
- (4) 食品類
- (5) 酒類
- (6) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォンその他の携帯端末（以下「携帯電話等」という。）を除く。）
- (7) 拡声器、オーディオ機器、ポータブルゲーム機、楽器、サーチライト、反射鏡、レーザーポインター、その他の音または光を発する物で、使用方法により他の入場者や式典の運営に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (8) 三脚、自撮り棒、脚立等の撮影補助機材（報道機関等撮影を許可された者が持ち込む物を除く。）
- (9) ドローン、ラジコン飛行機その他の小型無人機
- (10) 前各号に掲げるもののほか、式典の円滑な運営と秩序の維持を妨げ、または妨げるおそれのある物

2 禁止行為

会場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、機構が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 機構が交付したIDカード、腕章、記章等を装着しないで入場すること。
- (2) 入場する資格を有する者以外の者がその代理として、または身分を偽り入場すること。
- (3) 立入りを制限または禁止している区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (4) アルコール、薬物その他の物質により、酩酊等した状態で入場または入場しようとする事。
- (5) 飲酒すること。
- (6) 指定の区域以外において、飲食または喫煙（加熱式たばこ・電子たばこを含む。）すること。
- (7) 指定の区域以外へごみその他の汚物を投棄すること。
- (8) 指定の区域以外で火気を使用すること。
- (9) 通行の妨害となる行為をすること。
- (10) 示威または喧噪にわたる行為を行うこと。
- (11) 施設、工作物、器物等を汚損もしくは破損し、またはみだりに装置を操作すること。

(別添)

- (12) 関係者を脅迫、威圧、侮辱、挑発もしくは面会を強要し、または会場内に居座ること。
- (13) 集会、デモ、宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、商行為、募金 活動および印刷物の配布を行うこと。
- (14) 指定の区域以外に車両を進入させ、または駐車もしくは駐輪させること。
- (15) 機構の発行する駐車許可票を提示しないまま、機構が指定する区域に車両を進入、停車または駐車させること。
- (16) 会場およびその上空に、1の(9)に掲げる小型無人機その他の機器を侵入させること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、式典の円滑な運営および秩序の維持を妨げ、または妨げるおそれのある行為をすること。

3 許可を要する行為

会場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ機構の許可を受けるものとする。ただし、機構が特に必要と認めた場合は、この限りはない。また、機構は、許可に際して必要な条件を付することができる。

- (1) 文書、図画その他の物を掲示または頒布すること。
- (2) 掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、プラカード、ゼッケン等を持ち込み、これらを掲示、掲揚または着用すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 宣伝、勧誘、講演、集会、物品の販売、寄付の募集その他これらに類する行為をすること。
- (5) テント、小屋その他の工作物を設置すること。

4 遵守事項

会場においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、機構が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 手荷物等の検査を求められた場合は応ずること。
- (2) 1の各号に掲げる持込禁止物を保持するときは、入場前にこれを機構に預けること。
- (3) 機構が交付したIDカード、腕章、記章等を視認できるよう装着するとともに、これらを破損または亡失した場合は、速やかに機構に申し出てその指示を受けること。
- (4) 身分証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカード、障害者手帳、その他原則として顔写真付きの、本人であることを確認するに足る書類をいう。以下同じ。）を携行するとともに、機構から提示を求められた場合はこれに応ずること。
- (5) 機構の指示、案内、誘導等に応ずること。
- (6) 指定された場所で活動するとともに、機構から移動を指示された場合はこれに応ずること。
- (7) 式典行事が行われている間は、携帯電話等の電源を切り、またはマナーモードに設定すること。
- (8) 照明用ライト、ストロボを使用した写真撮影やビデオ撮影等は行わないこと。
- (9) 指定された方法でごみを処理するとともに、清潔の保持に努めること。
- (10) 火災、盗難その他の事故の防止に努めること。

5 質問及び所持品検査等

機構は、必要があると認める場合は、入場者等に対し、質問をし、身分証明書等の提示を求め、所持品の検査をし、または必要な指示をすることができるものとする。

(別添)

6 措置命令

機構は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会場への入場を拒否し、または行為の中止、会場からの退場、持ち込み物の撤去等、その他必要な措置をとることができる。また、この措置は当該措置を命じられた者の責任において実施するとともに、その経費は当該者が負担するものとする。

- (1) 1の各号に掲げる持込禁止物を持ち込み、または持ち込もうとする者
- (2) 2の各号に掲げる行為を行い、または行うおそれのある者
- (3) 3の許可を受けないで3の各号に掲げる行為を行い、または行うおそれのある者
- (4) 正当な理由なく4の各号に掲げる事項を遵守しない者

7 警備要請等

機構は、その業務の遂行に必要があると認める場合は、最寄りの警察署の警察官に対し必要な協力を求めることができる。

8 周知

機構は、会場内、入場口等への立看板の設置等の方法により、上記1から7の事項について周知するものとする。